

電源開発株式会社  
「せたな大里風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」  
に対する勧告について

平成26年11月14日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「せたな大里風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：北海道久遠郡せたな町
- ・原動力の種類：風力
- ・出 力：50,000kW(2,300～3,300kW×最大22基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成26年 6月17日
住民等意見の概要受理	平成26年 8月12日
北海道知事意見受理	平成26年10月27日
環境大臣意見受理	平成26年10月27日

問合せ先：電力安全課 磯部、長井、笠原  
電話03-3501-1742(直通)

電源開発株式会社  
「せたな大里風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」  
に対する勧告内容

1. 改変面積の削減について

風力発電機の敷地、取付道路等の造成又は設置により二次的落葉広葉樹林を改変する箇所については、今後行う詳細設計において法面勾配や擁壁設置等を検討し、可能な限り改変面積の削減を図ること。

2. 騒音等について

風力発電機の近隣には住居や社会福祉施設が存在し、風力発電機の稼働に伴う騒音等の影響が懸念されることから、低騒音型の機種を採用及び風力発電機の配置の再検討等、適切な環境保全措置を講ずること。

3. 水環境について

沈砂地等の設置による降雨時の濁水対策については、水環境に対する環境影響を回避・低減する観点から、想定以上の大雨時の対策について検討し、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。

4. 動物への影響について

（1）調査の実施について

風力発電機の敷地、取付道路及び資機材ヤード敷地に係る改変区域で、動物調査が実施されていない箇所については、準備書に記載した予測及び評価の妥当性の確認を行うため、可能な範囲で調査を実施し、その結果に応じて、必要な環境保全措置を講ずること。また、必要に応じて事後調査を実施すること。

（2）バードストライクについて

- ① 3号機など断崖線に近い風力発電機については、現地調査が行われていない冬季（11～2月）の猛きん類調査を実施し、その結果に応じて、必要な環境保全措置を講ずること。
- ② オジロワシの飛来期である11～12月に現地調査が実施されていないため、同時期に追加調査を実施し、その結果により予測及び評価を行った上で、必要に応じて、環境保全措置を講ずること。
- ③ 風力発電機建設予定地の北部及び海岸部に近い地点における鳥類に係る

環境影響評価の予測には、不確実性が伴う。このため、オオタカの営巢可能性の確認を行うこと。その上で改めて調査結果を科学的視点で整理し、バードストライクに関する予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずること。

- ④ バードストライクに関する事後調査において、重大な影響が認められた場合には、環境保全措置として一定期間の稼働停止についても検討すること。また、供用後においてバードストライク事故が発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

## 5. 植物への影響について

風力発電機の敷地、取付道路及び資機材ヤードの敷地に係る改変区域で、植物調査が実施されていない箇所については、工事実施前に重要な種の分布及び生育状況の調査を実施すること。また、調査により重要な種の生育が確認された場合には、生育環境の保全を基本とした環境保全措置を講じ、生育環境の保全が困難な場合には、これらの種の移植を行うこと。

移植の実施に当たっては、手法が確立されていない種の移植に関して専門家等の助言を聴取した上で、移植方法や時期等について具体的な計画を定めて実施するとともに、移植先での生育状況について事後調査としてモニタリングを行い、当該植物が確実に定着するよう必要な措置を講ずること。

## 6. 景観への影響について

立象山展望台から見た、茂津多岬から狩場山方向に続く山並みの景観（以下「山並み景観」という。）への影響を回避、低減するため、以下の措置を講ずること。

### （１）配置の変更又は設置のとりやめ等

立象山展望台から山並み景観を見た場合、狩場山は主要な眺望対象の一つとなっている。狩場山を中心に山並み景観を眺望する場合、22基の風力発電機全てが水平視野60度の範囲内に含まれ、景観に影響を及ぼす可能性のある位置にある。これら22基のうち、19号機、20号機、21号機及び22号機は、垂直見込角が大きいというえ、スカイラインを切断するため、山並み景観に及ぼす影響が著しい。このため、これらの4基については、配置の変更又は設置のとりやめ等によりできる限り山並み景観への影響を回避及び低減すること。

### （２）山並み景観への影響の回避及び低減

3号機、4号機、15号機から18号機までの6基は、スカイラインを

切断し、1号機、2号機、5号機から8号機、10号機、12号機から14号機までの10基は、スケール比（視点からの眺望の背景となる山稜の高さと風力発電機の高さの比）が大きいため、山並み景観に及ぼす影響が大きい。このため、次の措置を講ずることにより山並み景観への影響を回避及び低減すること。

- ① スカイラインを切断する風力発電機6基については、スカイラインの切断を回避したうえ、できる限りスケール比を小さくすることができる機種を選定するか、又は、風力発電機の基数削減を行うこと。これらが不可能な場合は、シルエット比（風力発電機のスカイラインからの突出量と風力発電機の高さの比）をできる限り小さくすることができる機種を選定するとともに、その選定理由を評価書において明示すること。
- ② スケール比が大きい風力発電機10基については、できる限りスケール比を小さくすることができる機種を選定すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。